

# よくある Q&A

Q 70歳以上の町民は、「一般入浴券」を購入することはできないの？

A 「一般入浴券」は町民を対象に交付していますので、購入・利用することが出来ます。

Q 幼児が小学生(小学生が中学生(大人)になり、当時の入浴券が余ってしまったが、1回の入浴で入浴券を複数枚使って又は差額を支払って入ることは出来ますか？

A 町では、利用された入浴券を各施設から回収し利用状況の実態調査していますので、入浴券を複数枚使い入浴する事や差額を支払っての入浴はできません。また、入浴券の買取、払い戻しは行っていません。



## 入浴される皆さんへのおお願い

入浴助成券を購入されるときまた入浴の際には、「ご本人であることを確認させていただくため、必ず「高齢者福祉証」か「障害者手帳」の提示をお願いいたします。

## 一般入浴回数券の販売

洞爺湖町に住民登録をしている方を対象に、心身の健康維持増進を図ることを目的として町営浴場、民間温泉施設での入浴に対しての「入浴券」を発行しています。

町民の皆さんにご利用いただいている「一般入浴回数券」は420円と記載のあるものは、引き続きご利用いただけます。

ただし、「420円」と記載されていないもの(370円等)は、

各入浴施設に入浴券と差額をお支払い願います。

購入価格は、1組大人4、200円、小学生1、400円、幼児700円。

一般入浴回数券は10枚1組で組単位での購入となっております。また、入浴回数券の払い戻しや買取りは行っていませんので、ご確認のうえご購入してください。

## 町営浴場専用の回数券販売

「松の湯」専用回数券は引き続き本庁健康福祉課、温泉支所、洞爺総合支所住民係、松の湯で販売しています。「洞爺いこいの家」専用回数券は洞爺いこいの家での販売となっております。

購入価格は、1組大人4、200円、小学生1、400円、幼児700円。

専用回数券は11枚1組で組単位での購入となっております。また、入浴回数券の払い戻しや買取りは行っていませんので、ご確認のうえご購入ください。10回分の料金で11回券となっております。

民間温泉施設では利用できません。町営浴場では、高齢者入浴助成券、一般入浴回数券、障害者入浴助成券での入浴も可能です。

## 人権擁護委員は、あなたの街の相談パートナーです

人権擁護委員の三浦敦子さんが平成22年3月31日をもって、任期満了により退任されました。三浦さんには昭和54年8月15日から30年7ヶ月の長きにわたり、地域の人権擁護、人権啓発の推進のため、様々な場面でご尽力いただきました。

4月1日付で、安住八重子さんが新たに人権擁護委員として法務大臣から委嘱されました。また、五十嵐優子さんが再任さ

れ、同日付で法務大臣から委嘱されました。人権擁護委員は、人権侵害、家庭内の問題、隣近所のもめごと、いじめなど、人権問題についての相談に応じ、相談者の自主的な問題解決に向けての援助を行います。相談は無料で、秘密は固く守られますので、気軽に相談してください。

## 人権擁護委員 (敬称略)

みやざき	やすひと	高砂町37-27	☎76-4772
宮崎	泰人		
しちのへ	ともこ	洞爺湖温泉180-10	☎75-2862
七戸	朝子		
あずみ	やえこ	清水149	☎76-4735
安住	八重子		
いがらし	ゆうこ	洞爺町123	☎82-5411
五十嵐	優子		
くわはら	さとし	洞爺町71-2	☎82-5369
桑原	敏		



人権イメージキャラクターEPMまもる君・人KENあゆみちゃん